



- 備考1：「事業の種類」には、日本標準産業分類の中分類によること。
- 備考2：「労働者数」には、事業場における全労働者数（派遣労働者を含む。）を記入すること。
- 備考3：「対象物質名」には、届出の対象となっているMSDS交付対象物質を規定した政令における名称又は番号を記すこと。
- 備考4：「対象化学物質を含有する製剤等の名称」には、取り扱っている物質の代表的な製品の名称を記載すること。
- 備考5：「含有率」には、備考2に記載した製品の含有率を記載すること。この場合には、労働安全衛生規則第31条の規定による含有率の記載方法として、10%単位による表示として差し支えないこと。なお、備考6の製造量又は消費量等を算定する必要がある場合には、当該表示された値の中間値を用いること。
- 備考6：「製造量又は消費量等」には、前年度1年間の対象物質を含有する製剤等の製造量又は消費量若しくは購入量を記載すること。
- 備考7：「用途」には、別紙1の記号等を記すこと。
- 備考8：「ばく露を受ける作業の内容」には、ばく露を受ける労働者の作業別に、「対象化学物質を含有する製剤等の名称」欄に記載した物質毎の番号を記入し、別紙2の作業内容の記号等を記すこと。また、定常的な作業であるか、非定常的な作業であるかについて記載すること。
- 備考9：「ばく露を受ける労働者数」には、当該作業に従事している実労働者の概数を記すこと。
- 備考10：「取り扱う化学物質の性状」には、ばく露作業における当該化学物質の状態について、下記の記号を記すこと。  
(ア．破碎しないペレット状の固体 イ．結晶化した顆粒状の固体 ウ．粉末、  
エ．液体（スラリー、ペーストを含む） オ．気体)
- 備考11：「取り扱い時の化学物質の温度」には、下記の記号を記すこと。  
(ア．摂氏50度未満 イ．摂氏50度～100度 ウ．摂氏100度以上)
- 備考12：「換気設備の設置状況等」には、局所排気装置等の設置、全体換気装置等の状況として次の記号を記すこと。なお、密閉設備において取り扱う場合であって、ばく露のおそれのない場合は除く。  
(ア．局所排気装置の設置 イ．全体換気装置の設置 ウ．プッシュプル型換気装置 エ．その他)
- 備考13：「保護具の使用状況」には、「呼吸用保護具」等のいずれかを記すこと。  
(ア．呼吸用保護具 イ．保護衣 ウ．保護眼鏡 エ．保護手袋 オ．その他)
- 備考14：「作業時間」には、当該作業に従事していた労働者の1人当たりの1月間の平均の労働時間数として、次の記号を記すこと。  
(ア．10時間未満/月 イ．11～20時間/月 ウ．21～50時間/月  
エ．51～100時間/月 オ．101時間以上/月)
- 備考15：「ばく露を受ける作業の内容」等の欄に記入しきれない場合には、続紙を使用すること。

別紙 1 : ア . 該当物質の製造 イ . 製品原料 ウ . 溶剤・溶媒 エ . 安定剤・可塑剤  
オ . 顔料・染料 カ . 洗淨剤 キ . 難燃剤 ク . 触媒、ケ . 防錆剤  
コ . 表面処理剤 サ . 乳化剤・可溶化剤・分散剤  
シ . 農薬・殺虫剤・防虫剤 ス . 防腐剤 セ . 試薬 ソ . 接着剤  
タ . 硬化剤 チ . 建材原料 ツ . その他 ( )

別紙 2 : ア . 計量・配合・注入・投入作業 イ . 充填・袋詰め作業  
ウ . 攪拌・混練作業 エ . 塗装・塗布・吹付作業 オ . 乾燥作業  
カ . 破碎・粉碎・篩い分け作業 キ . 溶接・溶断・ガウジング作業  
ク . 浸漬作業 ケ . 積層・接着作業 コ . 脱脂・洗淨作業  
サ . サンプルング・分析作業 シ . 保守・点検・修理作業  
ス . 解体・改修作業、セ . 清掃作業 ソ . 研磨作業  
タ . 裁断・切断作業 チ . 加熱・成形作業 ツ . めっき・表面処理作業  
テ . 型ばらし・造形作業 ト . 蒸着作業  
ナ . 精錬・湯だし・溶融作業 ニ . 巻取り作業 ヌ . 印刷作業  
ネ . 組立て作業 ノ . 薫蒸・滅菌作業  
ハ . ハンダ作業 ヒ . その他 ( )